

判決年月日	平成 1 9 年 8 月 8 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成19年（行ケ）10061号		

○ 米国メジャーリーグベースボール（以下「メジャーリーグ」という。）所属の球団「シカゴ・カブス」のロゴと同一形状の商標（本願商標）と、「U B S」の欧文文字をその構成中に含む引用商標 1 ～ 5（以下合わせて「引用商標」という。）とは、本願商標からは「カブス」の称呼のみが生ずるのに対し、引用商標 1 ないし 4 からは「ユービーエス」の称呼が、引用商標 5 からは「ユニオン・バンク・オブ・スイツァランド」の称呼が生ずるので、本願商標と引用商標とは称呼の点で類似しないとして、本願商標が商標法 4 条 1 項 1 1 号に該当するとした審決が取り消された事例。

（関連条文）商標法4条1項11号

1 本件は、メジャーリーグ所属の球団「シカゴ・カブス」のロゴと同一形状の本願商標と引用商標とは、外観及び観念の差異を考慮してもなお、称呼において類似するから、本願商標は、商標法4条1項11号に該当するとした拒絶審決の取消訴訟である。

なお、本願商標は、肉太の円輪郭中に、これとほぼ同じ太さからなる右側を一部切り取った円輪郭状の図形を配し、その切り欠いた円輪郭状図形中に、切り欠き部分にかかるように「UBS」の文字を太字で配した商標であるのに対し、引用商標1は、「UBS」の文字を横書きした商標、引用商標2ないし4は「UBS」の文字の左側に3本の鍵状図形を配置した商標、引用商標5は「UBS」の文字の下に「Union Bank of Switzerland」の文字を配置させた商標である。

2 原告（出願人）の主張は、次のとおりである。

- ・ 昨今では、日本人選手が米国に渡ってメジャーリーグで活躍するようになっており、このことが日本におけるメジャーリーグの人気を押し上げているし、シカゴ・カブスのチームも周知である。本願商標と同一のロゴは、シカゴ・カブスの選手のユニフォーム姿の画像、映像には常に表れ、シカゴ・カブスの愛好者向けの商品にも頻繁に使用されている。
- ・ アルファベットで表された語を図案化する場合、頭文字を特に大きく描く手法は一般的に用いられ、特に、アルファベットで表される語の頭文字が「C」である場合には、「C」を大きく描き、その中に残りの文字を入れて表記する手法は、ロゴデザインの分野において頻繁に見受けられる。
- ・ したがって、本願商標は、頭文字「C」を大きく描き、その中に続きの「UBS」を描いたものであり、全体として一連一体に認識されるものであるから、「UBS」の部分のみを分離して観察されることはないから、引用商標とは、称呼の点で類似せず、両商標は類似しない。

3 これに対し、被告の主張は、次のとおりである。

- ・ 本願商標において、「円輪郭状を切り取った図形部分」と「UBSの文字部分」を不可分一体のものとして認識することは困難であるから、中央部に位置して読みやすい「UBS」の文字部分により、「ユービーエス」という称呼を生ずる。
- ・ 我が国において、熱狂的なシカゴ・カブスファンならばともかくとして、一般のメジャーリーグファンにおいて、シカゴ・カブスのユニフォームのロゴは、到底知られているとはいえない。まして、本願商標の指定商品又は指定役務において、メジャーリーグと密接な関係の商品等とはいえない商品の需要者である一般的な消費者が、「CHICAGO CUBS」、「シカゴ・カブス」又はそのユニフォームと共に表示されていないロゴから、シカゴ・カブスのユニフォームのロゴであると理解するのは困難である。
- ・ 本願商標と引用商標とは、称呼の点で類似するから、両商標は類似すると判断すべきである。

4 本判決は、次のように判示し、審決を取り消した。

- ・ 近年、日本人選手がメジャーリーグで活躍するようになり、我が国で、メジャーリーグへの関心が高まったこと、メジャーリーグの試合の中継や特集がテレビ放映され、新聞、インターネット、スポーツ雑誌で紹介されてきたこと、シカゴ・カブスのチームは、サミー・ソーサ選手が属していたチームであり、また、我が国で公式戦開幕試合を実施したチームであり、田口選手が在籍するセント・ルイス・カージナルスと同じナショナルリーグの中地区に属しているチームであることなどから、その名称は我が国においてよく知られ、シカゴ・カブスのロゴも我が国において相当程度知られている。また、英文字等で構成される商標において、先頭の「C」を、他の文字を囲む形状で大きく表記する例は少なくない。

このような状況に照らすならば、本願商標では、「円輪郭状図形」ないし「C」部分と「UBS」部分とを、一体のものと理解して、「CUBS」すなわち「カブス」と認識するのが自然であり、本願商標からは、「カブス」の称呼のみが生じ、「ユービーエス」の称呼は生じない。

- ・ 本願商標からは「カブス」の称呼が生ずるのに対し、引用商標1ないし4からは「ユービーエス」の称呼が、引用商標5からは「ユービーエス」ないし「ユニオン・バンク・オブ・スイツアランド」の称呼が生ずるので、本願商標と引用商標とは、称呼の点で類似せず、両商標は類似しない。そうすると、両商標が類似するとした審決の判断には誤りがある。